

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7 月 4 日

【会社名】 阪和興業株式会社

【英訳名】 HANWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 弘 成

【本店の所在の場所】 大阪市中央区伏見町四丁目 3 番 9 号  
( 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は、東京  
本社において行っております。 )

【電話番号】 06(7525)5030

【事務連絡者氏名】 執行役員 岡田 和 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北久宝寺町三丁目 6 番 1 号

【電話番号】 06(7525)5030

【事務連絡者氏名】 執行役員 岡田 和 彦

【縦覧に供する場所】 阪和興業株式会社大阪本社  
( 大阪市中央区北久宝寺三丁目 6 番 1 号 )  
阪和興業株式会社東京本社  
( 東京都中央区銀座六丁目18番 2 号 )  
阪和興業株式会社名古屋支社  
( 名古屋市東区東桜一丁目13番 3 号 )  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )  
株式会社大阪証券取引所  
( 大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号 )

## 1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

イ．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額 1,657,930,304円

ロ．剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

#### 第2号議案 取締役17名選任の件

取締役として、北修爾、古川弘成、秋元哲郎、川西英夫、西吉史、芹澤浩、海老原弘、小笠原朗彦、関收、藪下史郎、森口淳宏、貝田忠彦、十川直之、加藤恭道、松岡良明、辻仲弘明、口石隆敏の17名を選任するものです。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、江島洋一氏を選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	134,009	148	0	(注) 1	可決 97.7%
第2号議案 取締役17名選任の件					
北 修爾	127,147	6,975	64	(注) 2	可決 93.4%
古川弘成	133,007	1,115	64		可決 97.1%
秋元哲郎	133,084	1,038	64		可決 97.1%
川西英夫	133,084	1,038	64		可決 97.1%
西 吉史	133,073	1,049	64		可決 97.1%
芹澤 浩	133,075	1,047	64		可決 97.1%
海老原弘	133,082	1,040	64		可決 97.1%
小笠原朗彦	133,073	1,049	64		可決 97.1%
関 收	133,154	968	64		可決 97.2%
藪下史郎	133,186	936	64		可決 97.2%
森口淳宏	133,078	1,044	64		可決 97.1%
貝田忠彦	133,071	1,051	64		可決 97.1%
十川直之	133,067	1,055	64		可決 97.1%
加藤恭道	133,086	1,036	64		可決 97.1%
松岡良明	133,083	1,039	64		可決 97.1%
辻仲弘明	133,031	1,091	64		可決 97.1%
口石隆敏	133,033	1,089	64	可決 97.1%	
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
江島洋一	127,530	6,651	0		可決 93.6%

(注) 1 可決要件は、出席した議事権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権行使の数と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適正に決議が成立したため、本総会に当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。